

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業  
入札説明書

平成16年10月29日

長崎市

## 目 次

1	入札説明書の定義.....	1
2	事業の概要 .....	2
	( 1 ) 事業名.....	2
	( 2 ) 施設の立地条件及び概要 .....	2
	( 3 ) 事業目的 .....	3
	( 4 ) 事業内容 .....	3
	( 5 ) 業務の仕様 .....	4
	( 6 ) 事業期間等 .....	4
	( 7 ) 事業方式 .....	4
	( 8 ) その他.....	4
3	応募に関する条件等 .....	5
	( 1 ) 応募者が備えるべき参加資格要件.....	5
	( 2 ) 応募に関する留意事項.....	6
	( 3 ) 選定のスケジュール .....	8
	( 4 ) 応募手続 .....	8
	( 5 ) 入札にあたっての留意事項 .....	11
4	落札者の選定 .....	12
	( 1 ) 落札者の選定方法 .....	12
	( 2 ) 審査会の設置 .....	12
	( 3 ) 審査の方法 .....	13
	( 4 ) 審査事項 .....	13
	( 5 ) 落札者の決定 .....	13
	( 6 ) 審査結果及び評価公表.....	13
	( 7 ) 事務局と協力者 .....	14
5	提示条件.....	14
	( 1 ) 事業フレーム.....	14
	( 2 ) 市の支払いに関する事項 .....	15
	( 3 ) 選定事業者の収入.....	15
	( 4 ) 業務履行場所.....	16
	( 5 ) 選定事業者の事業契約上の地位 .....	16
	( 6 ) 特別目的会社( S P C ) の設立 .....	16
	( 7 ) 入札保証金及び契約保証金 .....	16

( 8 ) 市の費用負担とする事項 .....	17
( 9 ) 保険 .....	18
( 10 ) 市と選定事業者の責任分担 .....	18
( 11 ) 財務書類の提出 .....	19
<b>6 事業実施に関する事項 .....</b>	<b>19</b>
( 1 ) 市による本事業の実施状況の確認 .....	19
( 2 ) 事業期間中の選定事業者と市の関わり .....	20
( 3 ) 支払い手続き .....	20
<b>7 契約の考え方 .....</b>	<b>21</b>
( 1 ) 契約手続き .....	21
( 2 ) 契約の概要 .....	21
( 3 ) 入札価格と契約金額 .....	21
<b>8 提出書類・作成要領 .....</b>	<b>21</b>
( 1 ) 提出書類 .....	21
( 2 ) 作成要領 .....	24
<b>9 その他 .....</b>	<b>27</b>

< 添付資料 >

    リスク分担表

    サービス料の支払について

    モニタリング、サービス料減額及び契約終了に至る流れ

< 別添資料 >

    設計・建設業務要求水準書

    維持管理業務要求水準書

    図書館運営業務要求水準書

    落札者決定基準

    長崎市立図書館整備運営事業に関する契約書（案）

    様式集

## 1 入札説明書の定義

この入札説明書は（以下「本件入札説明書」という。）は、長崎市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「（仮称）長崎市立図書館整備運営事業」を実施するにあたり、応募者を対象に配付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成16年7月2日に公表した実施方針等（（仮称）長崎市立図書館運営方針、設計・建設業務要求水準書（案）、維持管理業務要求水準書（案）、図書館運営業務要求水準書（案）を含む）、9月に公表した設計・建設業務要求水準書（案）追加資料と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に対する質問回答書（平成16年8月公表）及び意見招請を反映し、若干、変更した点があるので、応募者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。

また、別添資料の「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「図書館運営業務要求水準書」「落札者決定基準」「長崎市立図書館整備運営事業に関する契約書（案）」「様式集」は、本件入札説明書と一体のものとする。なお、本件入札説明書と実施方針等及び質問回答書（平成16年8月公表）に相違がある場合は、本件入札説明書の規定が優先するものとする。本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び質問回答書によることとする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業

### (2) 施設の立地条件及び概要

#### 1) 施設の概要

施設概要	図書館専有面積部分	8,000	m <sup>2</sup> 程度
	地域コミュニティ施設		
	救護所メモリアルコーナー	600	m <sup>2</sup> 程度(二つの施設をあわせた面積)
	地下駐車場	2,700	m <sup>2</sup> 程度(60台以上)
	建築面積	2,700	m <sup>2</sup> 程度
所蔵能力	開架所蔵能力	250,000冊	程度
	閉架所蔵能力	550,000冊	程度
運営概要	開館時間	おおむね1日10時間開けておくこと	
	開館日数	300日以上	
	開館当初蔵書冊数	開架 250,000冊	

#### 2) 施設の立地条件

所在地等	長崎県長崎市興善町1-1 旧長崎市立新興善小学校跡地		
敷地概要	敷地面積：	5,887	m <sup>2</sup>
	用途地域：	商業地域	
	建ぺい率：	80%	
	容積率：	600%	
	防火指定：	準防火地域一部防火地域	
周辺状況	計画地は長崎市中心部に位置し、長崎駅より南東に500m離れた国道34号線沿いにある。周辺は市街地化されており、オフィス、店舗、マンションが立ち並んでいる。敷地前にはバス停があり、交通のアクセスは大変良い。国道34号線は交通量が多くにぎやかであるが、敷地北東に隣接する興善町金屋町1号線、北西側に隣接する五島町桜町1号線は交通量も少なく静かな雰囲気となっている。		

### ( 3 ) 事業目的

長崎市はこれまで、図書センターを中心に図書ネットワークサービスを行ってきたが、地方分権社会・生涯学習社会の進展など時代の要請に対し、将来の発展につながる図書館として、施設・機能・サービスによる十分な対応がより強く求められる状況になっている。

また、知的活動が多様化・高度化するなか、生活圏の拡大・情報化・国際化・高齢化など、社会が急速に変化しており、特に、新しい情報通信技術の開発・普及は、これまでのサービスの媒体・手法などにおいて見直しを迫る動きにあり、この動きに対しても十分な対応が必要となっている。

本事業は、このような社会変化に対応し、将来世代を通じて、市民が利用しやすく、魅力ある図書館整備を図り、豊かなサービスを提供できる空間、機能を創っていくことを目的とする。

### ( 4 ) 事業内容

本事業を行うことと決定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、その提案を基に設計・建設した建物等を用いて、「長崎市立図書館整備運営事業に関する契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」という。)により示される内容の業務を行う。

具体的な業務の範囲は、次のとおりである。選定事業者が新たに図書館、コミュニティ施設、救護所メモリアルコーナー、軽食・休憩コーナー（以下「図書館等施設」という。）を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、これら施設の維持管理業務並びに運営業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運営業務については、従来通り長崎市（以下「市」という。）が行う。

#### 1 ) 設計・建設業務

- 設計業務
- 建設・施工監理業務
- 施設引渡し業務

#### 2 ) 施設維持管理業務

- 建築物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 植栽・外構保守管理業務
- 清掃業務
- 環境衛生管理業務
- 駐車場管理業務
- 警備業務

### 3) 図書館運営業務

- 開館準備業務の一部
- 総括業務の一部
- サービスの業務の一部
- 情報資料整備業務の一部
- 図書館ネットワーク業務の一部
- 公民館等図書室業務の一部
- 図書館情報システム業務
- 軽食コーナー運営業務

### (5) 業務の仕様

選定事業者が行う業務の仕様は、「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「図書館運営業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という)によるものとする。

### (6) 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。

#### 1) 事業期間

設計・建設期間	平成 17 年(2005 年)6 月 ~ 平成 19 年(2007 年)9 月
図書館等準備期間	平成 17 年(2005 年)6 月 ~ 平成 19 年(2007 年)12 月
供用開始	平成 20 年(2008 年)1 月 (予定)
維持管理・運営期間	平成 19 年(2007 年)10 月 ~ 平成 34 年(2022 年)12 月

#### 2) 契約等の締結

仮契約	平成 17 年(2005 年)4 月 (予定)
本契約	平成 17 年(2005 年)6 月 (予定)

### (7) 事業方式

選定事業者が図書館等施設を設計・建設し、竣工後施設を市に引き渡しの上、維持管理業務及び運営業務の一部を遂行する方式(BTO(Build, Transfer and Operate)方式)とする。

### (8) その他

市は、地方自治法第 214 条に基づき設定した債務負担行為を踏まえ、本事業に必要なサービス料を 15 年 3 ヶ月間にわたり支払う。

### 3 応募に関する条件等

#### (1) 応募者が備えるべき参加資格要件

##### 1) 構成員並びに協力企業の制限

以下に該当する者は、応募者またはその構成員並びに協力企業になれないものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び市の建設工事暴力団対策要綱（昭和 63 年 4 月 1 日施行）の規定による指名停止措置の期間中である者。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

本事業の業務に関わっている者。

本事業のアドバイザー業務に関わっている者は、（財）日本経済研究所、（株）伊藤喜三郎建築研究所、西村ときわ法律事務所である。

最近 1 年間の長崎市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

##### 2) 応募者の参加資格要件に関する事項

応募するためには、応募者の構成員は、各業務における平成 15・16 年度長崎市（建設工事等・物品等）入札参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとし、また応募者の構成員及び協力企業は、以下の資格要件を満たしていなければならない。なお「協力企業」とは、応募者の構成員以外の者で、特別目的会社（以下、「SPC」という。）から直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者である。

建設業務を行なう企業

- ・建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく、建設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート、電気工事、管工事、水道施工工事を担うものは、平成 15・16 年度長崎市建設工事等入札参加資格者名簿において各工種の A ランクの資格を有していること。



- ・過去10年以内に同規模以上の公共施設の建設の実績を有していること。なお、複数企業等で行なう場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

設計業務を行なう企業

- ・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・過去10年以内に公共施設の基本設計又は実施設計の実績を有していること。なお、複数企業等で行なう場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

### 3) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

応募者は、一者または複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は、あらかじめグループの代表者を選定した上で、構成員全者の代表者印(代表人印)を押印した参加表明書(様式1-1)及び委任状(代表者)(様式1-7)を提出し、代表者名で入札に参加すること。

応募者は、契約締結時までにSPCを設立するものとし、グループで応募した場合の代表者及び構成員は、SPCへの出資を行い、またSPCから直接に業務を委託し、又は請負うものとする。

応募者又はグループで応募した場合の構成員である株主が、SPCの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお、応募者又はグループで応募した場合の構成員以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

本事業の対象となる業務を担う者のうち、少なくとも、建設業務を担う主たる者、及び図書館運営業務のうち総括業務、サービスの業務、情報資料整備業務を担う者は、応募者の構成員とする。

協力企業についても、参加表明書に協力企業として明記すること。

本事業における同じ業務を複数の企業等により行なうことができる。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。

一応募者の構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業にはなれない。

応募者の構成員又は協力企業のうち、一者以上は必ず、長崎市の区域内に主たる事務所(本店等)(以下「地元企業」という。)を有する者であること。

## (2) 応募に関する留意事項

### 1) 入札説明書の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、入札説明書等(本件入札説明書の他に「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「図書館運営業務要求水準書」「落札者決定基準」「事業契約書(案)」「様式集」)を含む記載内容を承諾したものとす。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い・著作権

著作権

応募図書の著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、公表・展示・その他市が必要と認めるときには、市はこれを使用できるものとする。なお、提出書類は返却しない。

特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

但し、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8) サービス料の総額の事前公表

市は、本事業の債務負担行為額としてサービス料の総額を次のとおり設定している。

サービス料の総額 13,500 百万円(消費税、地方消費を含む)

この「サービス料の総額」は、入札予定価格の目安となる価格である。なお、市の算定根拠は公表しない。

### (3) 選定のスケジュール

落札者の選定は、次の日程で行う。

日 程	項 目
平成 16 年 10 月 29 日 ( 金 )	入札公告
平成 16 年 11 月 8 日(月)~11 月 10 日(水)	入札説明書等に関する質問受付
平成 16 年 11 月 24 日(水)~11 月 30 日(火)	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 16 年 12 月 1 日(水)~12 月 3 日(金)	参加表明書、参加資格確認申請書の受付
平成 16 年 12 月 14 日 ( 火 )	参加資格確認通知書の発送
平成 16 年 12 月 15 日(水)~12 月 17 日(金)	参加資格なしとされた場合の理由の説明受付
平成 17 年 1 月 26 日 ( 水 )	提案書等の提出
平成 17 年 1 月 26 日 ( 水 )	入札及び開札
平成 17 年 3 月下旬 ( 予定 )	落札者の選定
平成 17 年 4 月下旬 ( 予定 )	仮契約、PFI 法に基づく公表
平成 17 年 6 月下旬 ( 予定 )	本契約

### (4) 応募手続

応募に関する手続き等は以下のとおりである。なお、平日とは月～金曜日で、土、日曜日及び祝祭日は含まない。

- 1) 入札公告 ( \* ) \* : 「(3) 選定のスケジュール」表中番号。以下\*は同様  
入札説明書等の閲覧

ア 閲覧日時 平成 16 年 10 月 29 日 ( 金 ) ~ 11 月 5 日 ( 金 )  
平日の 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時

イ 閲覧場所 長崎市教育委員会生涯学習課 長崎市魚の町 5-1

入札説明書等はインターネットでも閲覧できる。

なお、一部閲覧場所のみで閲覧可能な資料 ( 設計・建設業務要求水準書に示す閲覧資料 ) があるので注意すること。

( 担当ホ - ムページ )

<http://www.lib.nagasaki-city.ed.jp/tosyokan/pfi.htm>

入札説明書等の配布

入札説明書等について下記のとおり無償で配布する。

- ア 申込期間 平成 16 年 10 月 29 日（金）～11 月 5 日（金）
- イ 申込方法 希望者は、「入札説明書等の申込書」（別紙 2）に必要事項を記入の上、郵送にて提出する。なお、資料の受渡については、申込書に託送（料金着払い）もしくは直接受取のいずれかを明記すること。
- ウ 申込先 長崎市教育委員会 図書センター  
住所：〒852-8023 長崎市若草町 9 番 5 号
- オ 受渡期日時 平成 16 年 10 月 29 日（金）～11 月 5 日（金）  
平日の 9 時～12 時、及び 13 時～17 時

2) 入札説明書等に関する質問受付（\*）、入札説明書等に関する質問回答の公表（\*）

入札説明書等に関する質問受付

本件入札説明書等に記載の内容に関する質疑応答を以下の要領にて行う。

- ア 受付期間 平成 16 年 11 月 8 日（月）～11 月 10 日（水）  
なお、「事業契約書(案)」に関する質問は 11 月 12 日（金）まで受けつける。
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（別紙 1）に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーディスクの郵送（印刷物も添付）にて提出すること。（ファイル形式は Microsoft Excel のこと）
- ウ 提出場所 長崎市教育委員会 図書センター  
住所：〒852-8023 長崎市若草町 9 番 5 号  
電子メールアドレス：tosyo@city.nagasaki.lg.jp

入札説明書等に関する質問回答の公表と閲覧

本件入札説明書等に関する質問回答を平成 16 年 11 月 24 日（水）までにインターネットおよび閲覧にて回答を行う。

（担当ホ - ムベ - ジ） <http://www.lib.nagasaki-city.ed.jp/tosyokan/pfi.htm>

- ア 閲覧日時 平成 16 年 11 月 24 日（水）～11 月 30 日（火）  
平日の 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- イ 閲覧場所 長崎市教育委員会生涯学習課  
〒850-0874 長崎市魚の町 5-1

3) 参加表明書、参加資格確認申請書の受付（\*）

応募者は次の要領により入札参加資格についてあらかじめ市に申請し、確認を受けるこ

とを要する。

- ア 受付期間 平成 16 年 12 月 1 日（水）～12 月 3 日（金）  
平日の 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- イ 提出方法 確認申請に必要な書類は持参すること。郵便及び FAX による提出は認めない。
- ウ 提出場所 長崎市教育委員会 図書センター  
〒852-8023 長崎市若草町 9 番 5 号
- エ 入札参加資格の確認基準日 平成 16 年 11 月 1 日（月）

4) 参加資格確認通知書の発送（\*）

参加資格の確認通知は、参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 16 年 12 月 14 日（火）までに発送する（グループの場合は、グループの代表者に発送）。

5) 参加資格なしとされた場合の理由の説明受付（\*）

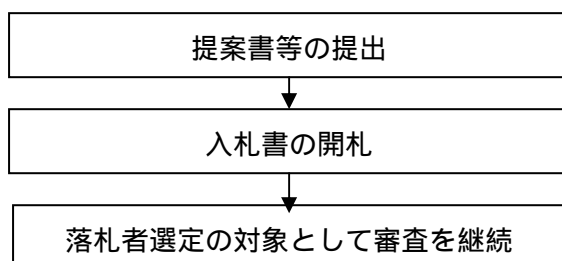
参加する資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出日時 平成 16 年 12 月 15 日（水）～12 月 17 日（金）  
平日の 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- イ 提出方法 説明要求の書面（様式自由）を持参すること。郵便、FAX、電子メールは不可とする。
- ウ 提出場所 長崎市教育委員会 図書センター  
〒852-8023 長崎市若草町 9 番 5 号
- エ 回答 平成 16 年 12 月 22 日（水）までに実施

6) 提案書等の提出（\*）

参加資格確認通知書を送付された応募者は、次により入札書を含む提案書等を提出する。なお、提案書等の作成については、「8. 提出書類・作成要領」に従う。

（提案書等の提出及び開札の手順）



#### 提案書等を持参する場合

- ア 提出日時 平成 17 年 1 月 26 日（水） 午後 1 時～ 2 時
- イ 提出場所 長崎市市民会館 2 階 第 1 会議室 長崎市魚の町 5-1

#### 提案書等を郵送する場合

- ア 受領期限 平成 17 年 1 月 25 日（火）午後 5 時必着
- イ 提出方法 入札書を除く提案書等を、表に「（仮称）長崎市立図書館整備運営事業にかかる提案書等在中」と朱書して郵送（配達証明付）すること。
- ウ 提出先 長崎市教育委員会 図書センター  
〒852-8023 長崎市若草町 9 番 5 号

#### 入札及び開札（ \* ）

- ア 入札日時 平成 17 年 1 月 26 日（水） 午後 2 時
- イ 入札場所 長崎市市民会館 2 階 第 1 会議室 長崎市魚の町 5-1
- ウ 入札価格 入札価格は添付資料 2 「サービス料の支払について」に示すサービス料 ~ の事業期間の合計額とする（消費税、地方消費税、物価変動を除く）。入札価格が市が設定した予定価格を超えている場合は失格となり、その場で当該応募者に通知する。

#### （ 5 ）入札にあたっての留意事項

##### 1 ) 一般的注意

入札書（様式 1-9）は封筒（様式集参考 1 入札書用封筒見本参照）に入れ密封し、入札場所に持参すること。

入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。

入札時には身分を証明できるものを持参すること。グループで参加する場合は代表者のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（様式 1-8）を併せて持参すること。

入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、結果を応募者に通知する。（グループの場合は、グループの代表者に通知する。）

参加資格の確認を受けた応募者が入札を辞退する場合は、「辞退届（様式 1-4）」を提案書等の提出先宛てに送付する。

## 2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

入札参加資格の確認基準日以降入札日までに不渡手形または不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った入札。

参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札。

参加資格のないもの、又は参加資格確認通知書を受取しなかった者の入札。

委任状が提出されていない代理人の入札。

応募者又はその代理人が二通以上の入札を提出した入札。

2人以上の者が同一の者の代理をした入札。

入札者が他の入札者の代理をした入札。

入札者が連合した入札。

記名押印を欠いた入札。

入札金額を訂正した入札。

入札金額又は特定事業名（物件工事名）を欠いた、又は確認しがたい入札。

誤字または脱字により意思表示が不明確な入札。

電送及び電話による入札。

その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札。

## 4 落札者の選定

### (1) 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、審査会を通じて学識経験者の意見を聴取する。

### (2) 審査会の設置

市は、（仮称）長崎市立図書館整備運営事業における落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される審査会を設置している。なお、審査委員は以下のとおり。

会長 高山正也（慶應義塾大学文学部教授）

副会長 深浦厚之（長崎大学経済学部教授）

委員 宮原和明(長崎総合科学大学工学部教授、長崎市図書館建設基本計画検討協議会  
元委員)

武田浩(日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役)

浦川一孝(長崎市図書館建設基本計画検討協議会元委員、興善町自治会会長)

### (3) 審査の方法

審査会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定する。なお、審査の過程においてヒアリング等を実施する場合もある。

### (4) 審査事項

#### 1) 審査の視点

審査において次の事項を重視する。

周辺環境と調和し、市民が誇りを感じられる長崎らしさを創出し、長い年月の経過にも耐えられるだけでなく風格を増していくような施設であること。

社会の変化に対応し、生涯学習や地域づくりといった社会のニーズや将来世代も含めた市民のニーズに適切に対応できる施設であること。

事業期間を通じて、社会のニーズや将来世代も含めた市民のニーズに対応できる運営であること。

総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られつつ、健全な民間資金の調達と運用による安定的な事業運営が保たれること。

#### 2) 審査項目等

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

### (5) 落札者の決定

市は、審査会により選定された優秀提案を基に、落札者を決定する。

### (6) 審査結果及び評価公表

審査の結果は(仮称)長崎市立図書館整備運営事業担当ホ - ムペ - ジ等を通じて公表する。



## (7) 事務局と協力者

落札者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

長崎市教育委員会 図書センター

住所：〒852-8023 長崎市若草町9番5号 電話：095-847-9877

本事業のアドバイザーは次のとおりである。

財団法人 日本経済研究所

株式会社 伊藤喜三郎建築研究所

西村ときわ法律事務所

## 5 提示条件

### (1) 事業フレーム

#### 1) 事業の遂行

平成19年9月30日までに、設計・建設業務を完了の上、市に図書館等施設及び外構工事部分を引き渡すこと。

「2. 事業の概要(4) 事業内容」に示す業務を確実に行うこと。

#### 2) 債権の取扱い

##### 債権の譲渡

市は選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とする。選定事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りでない。

##### 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りでない。

#### 3) 無利子・低利子資金の適用

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備融資」(無利子融資、低利子融資)の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市が同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とする

こととしている。この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。なお、無利子融資制度は、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

#### 4) 協議事項

法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

財政上及び金融上の支援に関する事項

- ・ 市は、選定事業者が日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備融資」を受けられるよう努める。
- ・ 市は、選定事業者に対して補助金の交付又は出資の支援は行わない。

その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

### (2) 市の支払いに関する事項

#### 1) サービス料

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス料を選定事業者に支払う。サービス料の構成、支払方法等については添付資料 2「サービス料の支払について」に示す。

#### 2) 改定の考え方

建設期間中のサービス料の見直しは行わない。

維持管理・運営業務期間中においては、貸出点数の変化、物価変動等を踏まえ改定を行う。また、施設整備費のうち割賦払い相当分、情報資料初期購入費については金利変動に基づき改定を行う（詳細は添付資料 2「サービス料の支払について」を参照）。

### (3) 選定事業者の収入

#### 1) サービス料収入

市がサービス料を支払うことによる収入である。

## 2) 独立採算部分の収入

軽食・休憩コーナーの独立採算部分である軽食コーナーは、選定事業者が当該収益により独立採算で実施するものであり、その収入は直接、選定事業者の収入となる。

## (4) 業務履行場所

本事業の敷地は市所有地である。市は選定事業者をして本件土地で施設整備を行なわせるものとする。なお、本件土地で施設整備を行なうことに選定事業者の負担はないものとする。

## (5) 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

## (6) 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、仮契約の締結前までに、商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社として、(仮称)長崎市立図書館整備運営事業に関する次の業務を目的とする特別目的会社(SPC)を設立するものとする。なお、SPCは本事業以外の事業を兼業することはできない。

設計・建設業務

施設維持管理業務

図書館運営業務

軽食コーナーの運営業務

上記各号に付帯する一切の業務

この場合において、落札者がグループの時は、グループの構成員は、SPCへの出資を行うものとする。また、グループ構成員以外の者がSPCに出資することは可能である。

なお、応募者又はグループで応募した場合の構成員以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

## (7) 入札保証金及び契約保証金

### 1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 2) 契約保証金

契約保証金については免除する。ただし、次のとおり履行保証保険の付保を行なう。

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結を行い、本事業の契約日までに当該保証証券を市へ提出すること。

なお、履行保証保険については、保険期間を本事業の契約締結日から事業終了日までとし、保険金額を契約金額の100分の10以上とする。

また、履行保証保険の契約は、業務毎に締結することも可とするが、この場合、次の要件を満たすこと。

### 設計・建設業務に対する履行保証

保険期間を本事業の契約締結日から施設引渡し日までとし、保険金額をサービス料の100分の10以上とする。

### 図書館運営業務のうち情報資料初期購入に対する履行保証

保険期間を本事業の契約締結日から供用開始日までとし、保険金額をサービス料のうち初期購入費及びそれにかかる支払利息の合計額の100分の10以上とする。

### 図書館情報システム初期整備に対する履行保証

保険期間を本事業の契約締結日から供用開始日までとし、保険金額を、サービス料のうち既存データ移行費用、上記の他、開館前に必要な費用、導入計画の策定にかかる費用、図書館情報システムの初期整備にかかる費用に対する対価合計額相当の100分の10以上とする。

### その他の業務に対する履行保証

上記から業務以外の業務に対する履行保証は、保険期間を業務開始の各年度の1年間とし、毎年更新する（平成19年度は、業務開始日から年度末まで、最終年度は年度始めから事業終了日まで）。保険金額は、各年度の当該業務に対するサービス料の100分の10以上とする。

## (8) 市の費用負担とする事項

市が担当する業務にかかる費用は、市が負担するものとし、入札価格の算定範囲から除外するものとする。

市が担当する業務にかかる費用とは、添付資料2「サービス料の支払について」、別添資料「設計・建設業務要求水準書」、「維持管理業務要求水準書」、「図書館運営業務要求水準書」等に記載された市の負担費用である。

## ( 9 ) 保険

選定事業者（選定事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

### 1 ) 建設期間

S P C が行なう建設業務に関して、次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工から引渡予定日とする。

#### 請負賠償責任保険

対人賠償については、被害者 1 名当たりてん補限度額は 5,000 万円以上で、1 事故当たりのてん補限度額は 1 億円以上とし、対物賠償については、1 事故当たりのてん補限度額は 1,000 万円以上とする。

#### 工事目的物等保険

保険金額は、工事費用額とする。

### 2 ) 維持管理、運営期間

#### 第三者賠償責任保険

S P C が行う維持管理業務及び運営業務に起因する第三者（市を含む）の人身及び財産に対する損害に関するもの。

## ( 1 0 ) 市と選定事業者の責任分担

### 1 ) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、図書館等施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、（選定事業者が担う業務の範囲において）原則として選定事業者が負うものとする。但し、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

選定事業者は、責任の遂行にあたり、設計・建設、維持管理、運営業務全般を統括する S P C 統括責任者を置くとともに、各業務における責任者配置については、各業務要求水準書に従う。

### 2 ) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、添付資料 1 「リスク分担表」及び別添資料「事業契約書（案）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

## ( 1 1 ) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を自己の費用で作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

## 6 事業実施に関する事項

### ( 1 ) 市による本事業の実施状況の確認

市による本事業の実施状況の確認は以下のとおりである。なお、2)及び3)についての詳細は、添付資料3「モニタリング、サービス料減額及び契約終了に至る流れ」を参照のこと。

#### 1) 設計の進捗状況の確認

##### 基本設計時

選定事業者は要求水準書をもとに、市と十分な協議の上、基本設計書を作成する。市はこの基本設計書を確認する。

##### 実施設計時

選定事業者は基本設計書をもとに、市と十分な協議の上、実施設計書及び工事見積書を作成する。市はこの実施設計書及び工事見積書を確認する。

##### 建築確認申請時

選定事業者は、工事着手前に建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行う。市は、確認済み書の交付を受けたことを確認する。

#### 2) 施工状況の確認

##### 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。市は、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、市は必要に応じ、選定事業者に対し工事施工の事前説明及び事後報告を要請し、工事現場での施工状況を確認する。

##### 工事完成時

選定事業者は、業務完了届を提出する。市は、現場で履行検査を行う。

選定事業者は、建築基準法に基づく完了検査の書類作成を行い、完了検査を受ける。市は、検査済み書の交付を受けたことを確認する。

### 3) 開館準備業務の確認

選定事業者は、開館準備計画を作成し、これを履行する。また月報を作成する。市は、開館準備計画に沿った開館準備業務が履行されているかを確認する。

### 4) モニタリング

市は、施設供用開始後、サービスの質を確認するために定期的に業務の実施状況を確認するためモニタリングを行う。モニタリングは、要求水準書どおりの履行確認である検査に加え、質の低下の有無を確認するものである。なお、モニタリングに要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

### 5) システム更新、情報資料の選定及び購入の確認

選定事業者は、システム更新の計画を作成し、これを履行する。市は、計画に沿ったシステム更新が履行されているか、また適正な選定及び購入が行われているかを確認する。

### 6) サービス料の減額

「事業契約書」及び「設計・建設業務要求水準書」、「維持管理業務要求水準書」、「図書館運営業務要求水準書」に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス料の減額を行うことがある。

## (2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり

本事業は市が担当する一部の運営業務を除き選定事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

原則として市は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は選定事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

## (3) 支払い手続き

選定事業者は、事業契約書に定められた方法により業務完了届を市に提出し、市の履行検査又はモニタリングを受ける。

選定事業者は、履行検査又はモニタリング完了後、事業契約書(案)により市に請求書を送付する。

市は選定事業者から請求書を受け取った後、事業契約書に定める日に支払いを行う。

## 7 契約の考え方

### (1) 契約手続き

落札者と市は事業契約書の内容について協議を行い、市は落札者が設立する SPC と仮契約を平成 17 年 4 月下旬までに締結する。なお、落札者は仮契約締結日までに SPC を設立する。

仮契約を締結した時点で、正式に当該 SPC を選定事業者と決定する。

仮契約締結後、長崎市議会において当該契約についての議決を得た日を本契約の締結日とする。

落札者が事業契約を締結しない場合、審査の得点の高い応募者から順に契約交渉を行うことができることとする（随意契約）。

### (2) 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務及び運営業務の詳細の仕様については、提案内容及び各業務要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議し、業務開始の 3 ヶ月前までに作成するものとする。

### (3) 入札価格と契約金額

入札価格

入札価格は、本件入札説明書「3(4)6) ウ入札価格」で示すとおりとする。

契約金額

入札価格に消費税及び地方消費税を加算（金利部分除く）した額とする。

## 8 提出書類・作成要領

### (1) 提出書類

#### 1) 参加資格確認申請時の提出書類

下記 ~ について、< > 内に掲げる部数を一括して提出すること。

参加表明書<1部>（様式 1-1）



参加資格確認申請書 < 1 部 > ( 様式 1-2 )  
参加資格確認申請書 添付書類 < 各 1 部 > ( 様式 1-2 参照 )  
公共施設実績 < 1 部 > ( 様式 1-3 )

## 2 ) 入札辞退時の提出書類

参加資格確認申請時に書類を提出した応募者で入札を辞退する場合は、 を提出すること。

辞退届 ( 様式 1-4 )

## 3 ) 入札時の提出書類

提出書類は下記 ~ である。書類を提出するときには、 ~ に所定の表紙をつけ、それぞれ 1 分冊とし、 < > 内に掲げる部数を提出すること。

提案書の提出について < 1 部 > ( 様式 1-5 )

提出書類一覧 < 1 部 > ( 様式 1-6 )

委任状 ( 代表者 ) < 1 部 > ( 様式 1-7 ) \* グループで参加する場合のみ

入札書 < 1 部 > ( 様式 1-9 )

事業方針・体制に関する提案書 < 30 部 > ( 様式 2-0 ~ 2-3 )

- ・事業の考え方
- ・事業実施体制の構築能力 1 ~ 2

設計・建設業務提案書 < 30 部 > ( 様式 3-0 ~ 3-19 )

- ・設計・建設業務に関する基本的な考え方
- ・設計・建設業務実施体制
- ・設計・建設業務計画
- ・施設計画 ( 概要と特徴 )
- ・施設計画 ( 建築計画 ) 1 ~ 3
- ・施設計画 ( 構造計画 )
- ・施設計画 ( 設備計画 )
- ・施設計画 ( 造り付け家具、備品計画 )
- ・環境に与える負荷低減に関する考え方
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応
- ・面積表

- ・ 仕上表
- ・ 諸室チェックリスト
- ・ 備品リスト
- ・ 認定チェックシート（誘導的基準）
- ・ 建設工事費見積書
- ・ 工程計画書

#### 設計図書 < 30 部 >

##### (建築)

- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ エリア配置計画図・動線計画図
- ・ 書架レイアウト図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 断面詳細図
- ・ 外構図
- ・ 日影図
- ・ 外観透視図（A 2 版のスチレンボードに貼り付けたものを別途 1 部提出）
- ・ 内観透視図（A 2 版のスチレンボードに貼り付けたものを別途 1 部提出）

##### (電気設備)

- ・ 受変電設備単線結線図
- ・ 幹線・弱電系統図
- ・ 主要機器リスト及び配置図

##### (機械設備)

- ・ 主要機器及び配置図
- ・ 主要系統図

#### 維持管理業務提案書 < 30 部 >（様式 4-0～4-16）

- ・ 維持管理業務に関する基本的な考え方
- ・ 維持管理業務実施体制 1～2
- ・ 維持管理業務責任者
- ・ 施設保守管理業務
- ・ 清掃業務・環境衛生管理業務
- ・ 駐車場管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 維持管理業務費 見積書 1～9

図書館運営業務提案書 <30部> (様式 5-0~5-28)

- ・図書館運営業務に関する基本的な考え方
- ・運営業務実施体制 1~2
- ・開館準備業務 1~2
- ・運営スタッフ
- ・プロモーション業務
- ・サービスの業務 1~8
- ・情報資料整備業務 1~4
- ・公民館等図書室業務
- ・図書館情報システム業務 1~5
- ・図書館運営業務費 見積書 1~2
- ・図書館情報システム初期整備費 見積書

事業計画提案書 <30部> (様式 6-0~6-14)

- ・長期収支計画の前提 1~4
- ・長期収支計画表
- ・キャッシュフロー計算書
- ・リスクへの対応 1~2
- ・償還表(サービス料の支払い) 1~2
- ・市が支払うサービス料総額及びサービス料算出の根拠 1~2
- ・サービス料 上乗せ金額及びその算定根拠
- ・軽食コーナー事業計画

(2) 作成要領

1) 一般的事項

入札時の提出書類は、各様式の要領にしたがい記載すること。その他、下記の規定に従うこと。

各書類の所定の欄に、市より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

住所、会社名、氏名等の表示は付さない。(規定のある場合を除く)

フロッピーディスク提出を求めている様式に関しては、極力、使用ソフトを Microsoft Excel とする。

2) 入札書

入札書(様式 1-9)は封筒に入れ密封し、1部を提出する。なお、次の点に留意する。

入札価格は、3.(2)8) サービス料の総額の事前公表(資金調達費用を含む)を踏まえた、サービス料の総額(事業期間の総額)を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額と当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、応募者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

入札価格は、物価変動を除いた額とする。

サービス料 及び の積算の前提となる金利水準は、平成16年10月15日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTSR6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート1.489%に、提案したスプレッドを加えたものとし、事業期間に亘り一定と仮定する。

入札価格は、提出書類の事業計画提案書の値と整合が図られているものとする。

### 3) 事業方針・体制に関する提案書

様式2-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。

### 4) 設計・建設業務提案書

様式3-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5インチフロッピーディスクを1セット提出する。

建設工事費見積書(様式3-18)

### 5) 設計図書

～ は提案設計図書表紙を付け、普通紙A2版横長左綴じクリップ止め(取り外しが可能なもの)にて提出する。

なお、別途、～ はそれぞれA2版のスチレンボード(厚さ7mm程度)に貼り付けたものを各一部提出する。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

～ の全ての紙面の右下に「長崎市立図書館整備運営事業応募案」、図面名称、提案受付番号を記載する。会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

(建築)

配置図 縮尺1/300

- ・ 屋根伏図とし、外構(駐車場、駐輪場、植栽等)及び周辺街区を図示する。

各階平面図 縮尺1/200

- ・ 家具レイアウトを図示すること。

エリア配置計画図・動線計画図(縮尺適宜)

- ・ エリアの配置計画と動線計画（利用者、職員、図書）の流れを視覚的表現する。  
書架レイアウト図（縮尺適宜）

- ・ 書架（開架・閉架）のレイアウトを図示し、主な仕様及び収蔵冊数の算定を記載する。

立面図 縮尺 1 / 200

- ・ 4面以上とする。

断面図 縮尺 1 / 200

- ・ 断面位置は任意とし、2面以上とする。

断面詳細図 縮尺 1 / 100

- ・ 外部仕上材料及び工法を明示すること。

外構図 縮尺 1 / 300

- ・ 移植植栽、既存工作物の配置場所を明示すること。
- ・ 敷地境界付近の断面図を併せて図示する。

日影図（縮尺適宜）

- ・ 測定面 4m、8：00～16：00における1時間ごとの時刻日影を図示する。

外観透視図

- ・ 南面道路のファサードを含むものとし、鳥瞰・俯瞰は問わない。模型写真は可とするが、模型の提出は認めない。

内観透視図

- ・ エントランスホール（吹抜け部分）及び開架閲覧室を含む数ヶ所とする。

（電気設備）

受変電設備単線結線図

幹線・弱電系統図

主要機器リスト及び配置図

（機械設備）

主要機器リスト及び配置図

主要系統図

## 6) 維持管理業務提案書

様式 4 - 0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。

維持管理業務費 見積書 1（様式 4-8）

維持管理業務費 見積書 2（様式 4-9）

維持管理業務費 見積書 3（様式 4-10）

維持管理業務費 見積書 4（様式 4-11）

維持管理業務費 見積書 5（様式 4-12）

維持管理業務費 見積書 6（様式 4-13）

- 維持管理業務費 見積書 7 (様式 4-14)
- 維持管理業務費 見積書 8 (様式 4-15)
- 維持管理業務費 見積書 9 (様式 4-16)

#### 7) 図書館運営業務提案書

様式 5 - 0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクを 1 セット提出する。

- 図書館運営業務費 見積書 1 (様式 5-26)
- 図書館運営業務費 見積書 2 (様式 5-27)
- 図書館情報システム初期整備費 見積書 (様式 5-28)

#### 8) 事業計画提案書

様式 6 - 0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクを 1 セット提出する。

- 長期収支計画表 (様式 6-5)
- キャッシュフロー計算書 (様式 6-6)
- 償還表 (サービス料の支払い) 1 (様式 6-9)
- 償還表 (サービス料の支払い) 2 (様式 6-10)

#### 9 その他

事業契約の締結については、「PFI 法」の規定に基づき、長崎市議会の議決を要する。  
なお、落札後、議会の議決までの間に、落札者(グループで入札する場合は構成員全者)において、地方自治法施行令第 167 条の 4 もしくは第 167 条の 11 の規定に基づく、入札参加資格の制限、または長崎市請負工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止処分を受けた場合には、事業契約を締結しないこととする。

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

日本政策投資銀行の低利融資を活用した提案を行うことも可能である(融資割合は借入額の 50%を上限とする)。